



犬

を飼うとき

○町に登録をする

飼い主は町へ登録することが法律で義務付けられています。まだ登録をしていない人は、役場環境課窓口で登録してください。

【登録手数料】 3,000円

○狂犬病予防注射を受ける

毎年1回狂犬病予防注射を受けることが法律で義務付けられています。かかりつけの動物病院などで受けるようにしましょう。

注射後は、役場環境課で注射済票の交付を受けてください。その際、動物病院から発行された狂犬病予防注射済証が必要です。粕屋獣医師会に所属する動物病院であれば、病院で登録と注射済票の交付ができます。

【注射済票交付手数料】 550円

○散歩中のフンや尿の処理をする

犬のトイレのマナーに関しては、町に多くの苦情が寄せられています。散歩の前にトイレを済ませましょう。フンは持ち帰り、尿は水で洗い流しましょう。

○犬が迷子になった場合

犬鑑札を首輪につけることで飼い主の特定につながります。

犬がいないことが分かったら、すぐに関係機関に連絡してください。保護犬は収容期間内に連絡がなければ、譲渡先が見つかった犬を除いて殺処分されます。

●役場環境課 ☎963-1732 (直)

●粕屋保健福祉事務所 保健衛生課

☎939-1744 (直)

●粕屋警察署 ☎939-0110 (直)

9月20日～26日は

動物愛護週間

飼い主は動物の種類や習性に応じて健康や安全に気を付け、周囲に気を配る必要があります。人も動物も快適に暮らせるよう、今一度ルールやマナーについて考えてみましょう。

■問い合わせ先 役場環境課 ☎963-1732 (直)



猫

を飼うとき

○室内で飼う

町に「庭に猫がフン尿をして困っている」などの苦情が多く寄せられています。室内で飼うことで、近隣に迷惑をかけることなく、交通事故や感染症のリスクから猫を守ることができます。



▲猫用の遊具(例)

上下に移動ができる遊具を置いたりすることで、広い空間がなくても猫にストレスを与えることなく室内飼いができます。

○首輪をつける

連絡先や住所を表示した迷子札を首輪につけましょう。

○不妊・去勢手術をする

生まれてくる猫を責任を持って飼えないのであれば、不妊・去勢手術をしましょう。不妊・去勢手術をすることで病気のリスクが軽減され、発情期特有の大きな鳴き声がなくなるなどの効果があります。